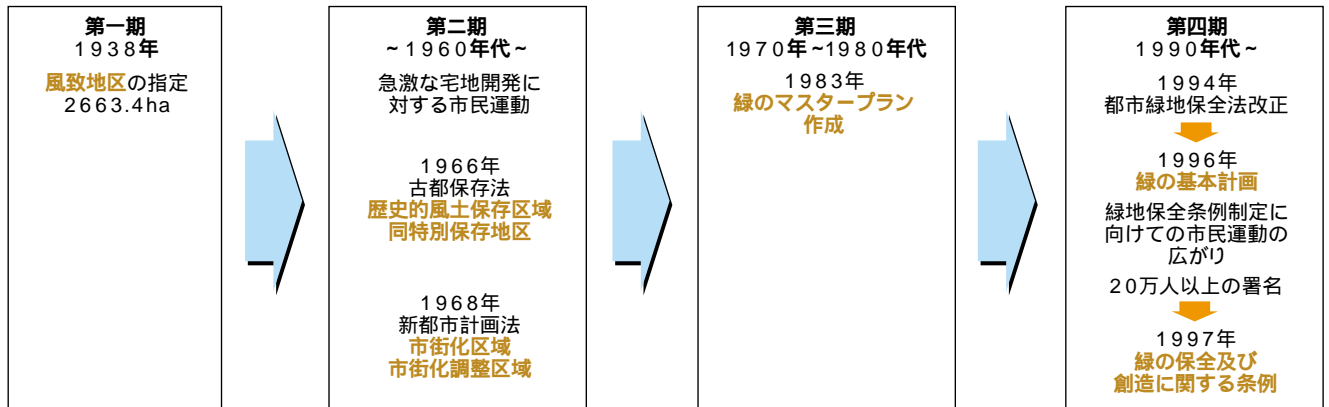


3 鎌倉市における緑地保全施策

3.1 鎌倉市の緑地保全施策

鎌倉市の緑地は、様々な法律や条例、緑のマスタープラン、緑の基本計画等によって保全されてきました。鎌倉市における緑地保全は、以下のように大きく4つの時代に区分できます。



鎌倉市における緑地保全施策には、歴史的風土保存区域及び同特別保存地区、近郊緑地保全区域、緑地保全地区、風致地区等があり、市の東部地域に集中しています。しかしそれ以外の地域は、適正な保全が求められる緑地が分布しているものの、法律の指定による緑地の保全が手薄な状態となっています。

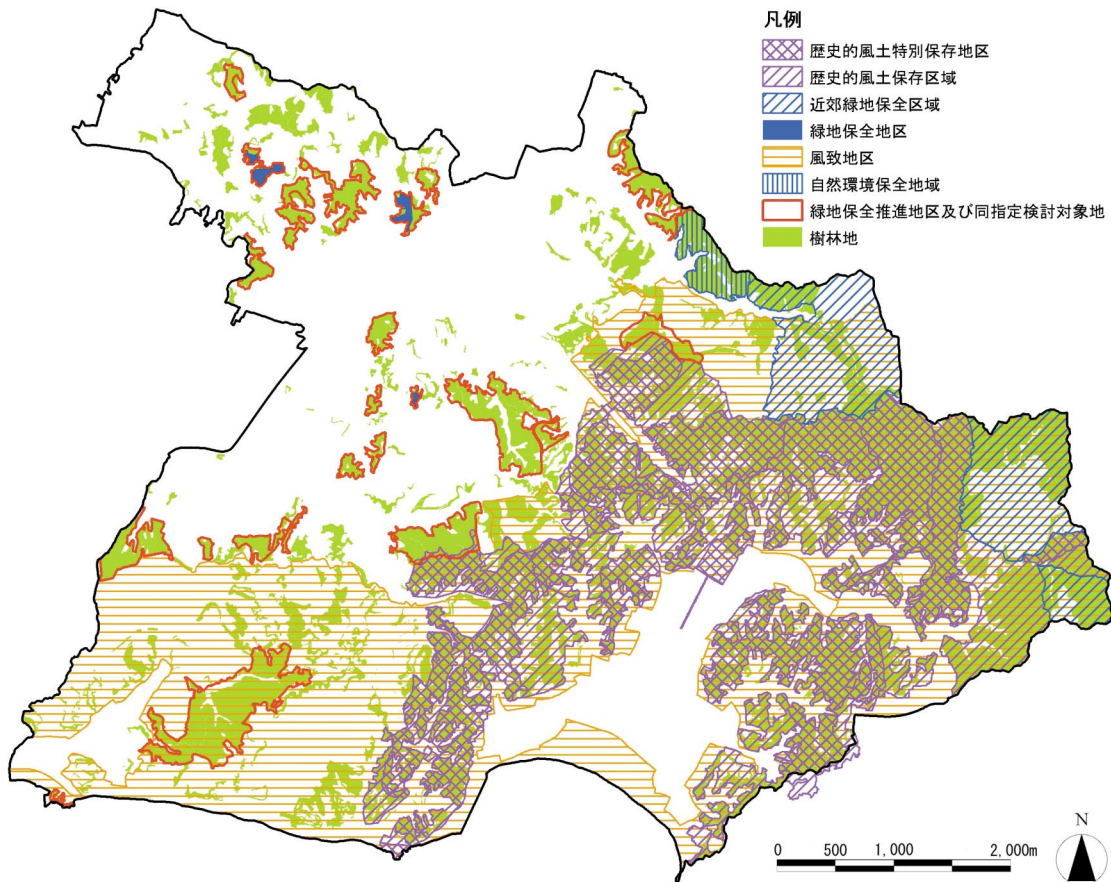


図4 緑地保全施策図(平成15年3月現在)

鎌倉市自然環境調査の対象緑地である22地区の緑地は、市独自の条例による緑地保全推進地区の指定を目的していますが、本調査開始後、現在までに緑地保全推進地区、さらには緑地保全地区に指定された緑地もあります。平成15年3月31日現在の指定状況及び面積は、表1の通りとなっています。

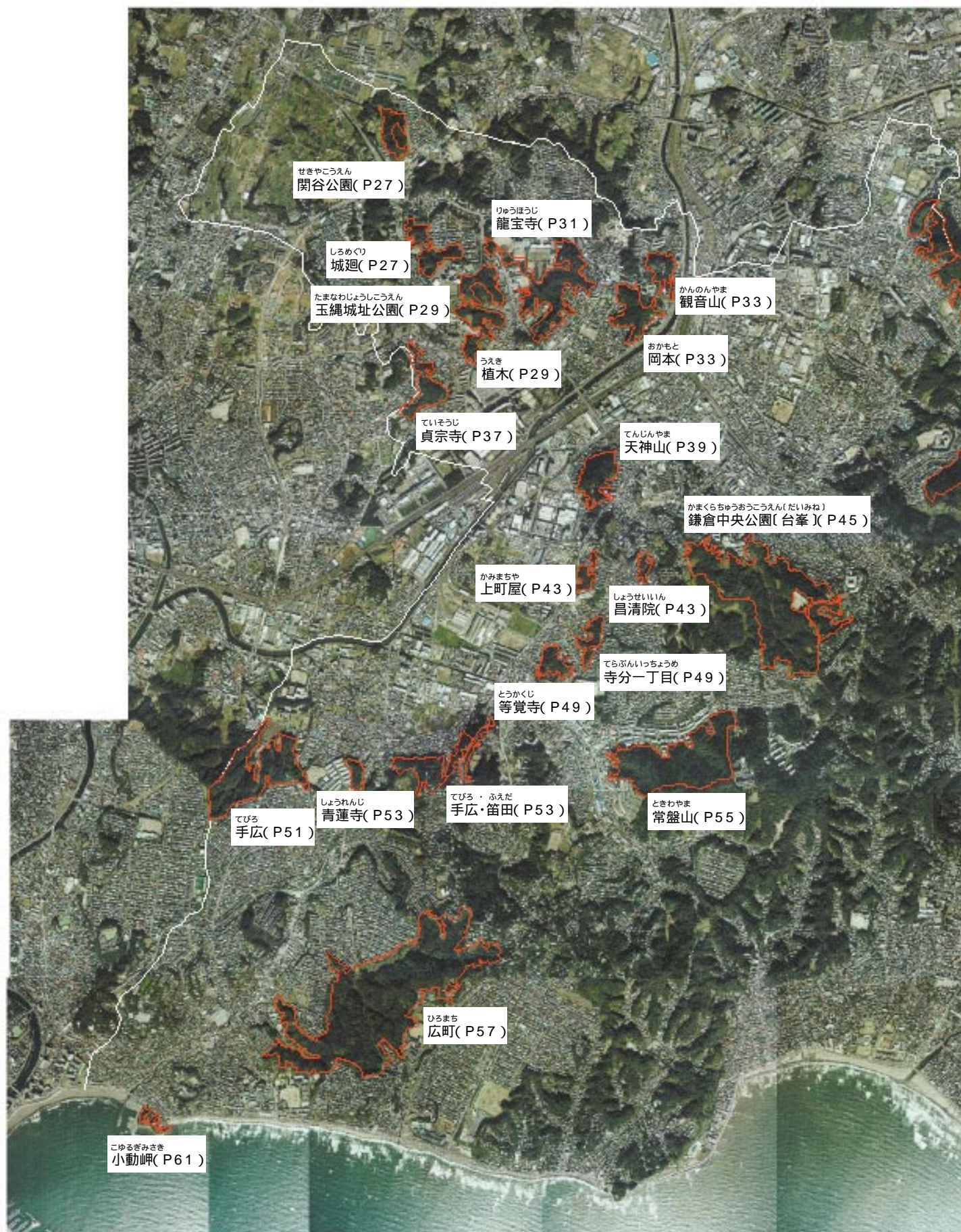
表1 調査対象緑地一覧(指定検討対象地の名称は仮称です)

地区名	面積 (ha)	指定状況			掲載頁
		緑地保全地区 ^{注1}	緑地保全推進地区 ^{注2}	緑地保全推進地区 指定検討対象地 ^{注3}	
関谷公園	2.90				27
城廻	4.50	(3.70ha)			27
玉縄城址公園	3.56				29
植木	4.60				29
龍宝寺	13.31				31
岡本	5.19	(3.20ha)			33
観音山	2.55				33
岩瀬	15.62				35
貞宗寺	4.91				37
天神山	5.42				39
六国見山森林公園	9.74				41
上町屋	1.66				43
昌清院	1.02	(0.80ha)			43
鎌倉中央公園〔台峯〕	36.69				45
等覚寺	2.73				49
寺分一丁目	2.45				49
手広	15.40				51
青蓮寺	1.44				53
手広・笛田	7.06				53
常盤山	21.60				55
広町	59.05				57
小動岬	0.83				61

注1 都市緑地保全法による緑地保全地区は、3箇所7.70ha

注2 緑の保全及び創造に関する条例による緑地保全推進地区は、6箇所34.85ha(そのうち4.00haは緑地保全地区)

注3 緑地保全推進地区指定検討対象地は、16箇所187.38ha(そのうち3.70haは緑地保全地区)



せきやこうえん
関谷公園(P27)

りゅうほうじ
龍宝寺(P31)

しろめぐり
城廻(P27)

たまなわじょうしこうえん
玉縄城址公園(P29)

かんのんやま
観音山(P33)

うえき
植木(P29)

おかもと
岡本(P33)

ていそうじ
貞宗寺(P37)

てんじんやま
天神山(P39)

かまくらちゅうおうこうえん(だいみね)
鎌倉中央公園(台峯)(P45)

かみまちや
上町屋(P43)

しょうせいじん
昌清院(P43)

てらぶんいちちょうめ
寺分一丁目(P49)

とうかくじ
等覚寺(P49)

てびる
手広(P51)

しょうれんじ
青蓮寺(P53)

てびる・ふえだ
手広・笛田(P53)

ときわやま
常盤山(P55)

ひろまち
広町(P57)

こゆるぎみさき
小動岬(P61)

3.2 調査対象緑地22地区の位置図

今回調査を行った22地区は、この地図上の赤で囲まれた部分です。各地区には、調査の都合上それぞれ名称をつけています(仮称のものも含まれます)。名称と一緒に書かれているページ番号は、その地区の特性を紹介しているページを指します。

④ この地区名称は、皆さんが日頃慣れ親しんでいる地名と異なるところがあるかもしれませんが、またこの名称は、この地図の赤で囲まれた部分(調査対象地)を指しますので、次頁以降この名称が出てきたら、赤で囲まれた中(調査対象地内)の情報ということになります。



図5 調査対象緑地22地区